

## 議第 183 号 蘭島文化振興施設条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、蘭島文化振興施設のうち、春蘭荘、松籟亭、煎茶室の施設使用料について額の改定をするものです。

### 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離かいりが生じていることから、次の表の施設ごとに、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を乗じた額に改定します。

施設名	改定率
春蘭荘	1.2
松籟亭	1.2
煎茶室	0.8

### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日